

■史跡宇和島城(城山公園)内での商業的撮影等にかかわる諸手続き等について

史跡宇和島城(城山公園)内で、商業的撮影(刊行物・映像等の制作にかかわる撮影)・行商及び興行などをおこなう場合には、公園管理部局(建設部都市整備課)と文化財部局(教育委員会文化・スポーツ課)へそれぞれ手続きが必要となります。事務等が複雑になりますが、ご理解ください。

1 必要書類

【公園部局:提出部数2部】

- 公園内行為許可申請 ○公園使用料減免申請書(減免となる場合)
- 公園内占有許可申請 (スチール及び映像撮影についてはこの申請は不要です。)
- ※ 占有物の図面や仕様などの書類と宣誓書が別途必要です。

【文化財部局:提出部数1部】

- 市有文化財等使用申請書
- ※書類に当たっては、事前にメールもしくは FAXで送信いただければ、確認ができます。

2 使用料

宇和島市都市公園条例によって定められた額。

仕様用途によっては、使用料が増減する場合があります。

- ※減免申請については申請者住所・氏名・職業のみ記入ください。
- ※電気等を使用になる場合は別途いただくことがあります。

3 その他

- トイレは、児童公園と郷土館、及び天守後方の3箇所となります。
- 車での乗り入れは、中腹(長門丸・児童公園)までしか入れません。天守のある本丸へは石段のみで登城可能です。また物品搬出用の器具もありませんので、中腹からはすべて人力運搬となります。
- 火気の使用は厳禁です。場所によっては屋外コンセントがありますので、多少のものがあれば、対応は可能です。使用される場合は、別途使用料をいただくこともあります。
- 設営場所については、協議の上、決定となります。

4 問合せ先

【公園部局】宇和島市建設部都市整備課公園緑地係

<TEL>0895-49-7027(直通) <FAX>0895-25-3130
<MAIL>toshi@city.uwajima.lg.jp 〒798-8601宇和島市曙町1番地

【文化財部局】宇和島市教育委員会 文化・スポーツ課 文化財保護係

<TEL>0895-49-7033(直通) <FAX>0895-22-5058
<MAIL>bunka@city.uwajima.lg.jp ※住所は同上